

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和 7 年 3 月

岡谷市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向	1
1 今後の農業の基本的な方向.....	1
2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保.....	1
3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保.....	2
4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方.....	3
第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標	5
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等.....	5
2 農業経営の指標.....	6
第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 基本的指標	7
1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等.....	7
2 農業経営の指標（新規就農）.....	8
第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施 に関する事業	9
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方.....	9
2 農業経営の運営方針.....	9
3 関係機関の連携及び役割分担.....	9
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の育成・確保のための取組	11
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	12
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関 する目標	12
2 農用地の利用関係の改善に関する事項	12
3 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について	13
第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項	14
1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針	14
2 青年等の就農促進の推進方策	21
3 青年等の就農促進の推進体制	22
第6 その他	23

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方向

1 今後の農業の基本的な方向

岡谷市の農業は、自然的・社会的立地条件を活かし、カーネーション栽培を中心とした施設園芸や果樹栽培を中心に、都市型農業が早くから発展してきた。

また、生産地と消費地が近いという利点を活かし、直売所における農産物販売等を通じ地産地消が図られている。

近年は、一層の都市化に伴い、農地が細分化、分散化され、小規模農業となっており、このままの状況で推移すると、本市農業を担う人材の不足や遊休農地の増加などがさらに進むことが懸念される。

今後は、地域計画の取組を進めることで、中核的経営体が農地中間管理事業等により地域計画で明確化した地域の将来方針に基づいて農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、力強い農業構造の構築を目指す。また、各組織が関係機関と連携し、担い手を中心に先進技術・高収益性の作目・作型の導入を図り、品質向上・安定生産に結び付けていくとともに、環境にやさしい自然と共生する農業の推進等、地域の特色を活かした持続的な農業の振興を図るものとする。

さらに、このような農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、引き続き秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 効率的かつ安定的な農業経営についての目標及び育成・確保

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

岡谷市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択される魅力とやりがいのあるものとなるよう、県内の他産業従事者と均衡する労働時間と生涯所得が確保できる農業経営を育成・確保するに当たり、その目標値を以下のとおり定める。

主たる従事者 1 人当たり 年間所得目標：415 万円 年間労働時間：2,000 時間

個人経営体では、経営主である主たる農業従事者 1 人に加え家族従事者（補助的従事者）1～2 人及び繁忙期の雇用の確保により、

1 経営体当たりおおむね 515 万円（花き専作では、おおむね 615 万円）の年間所得を目指すものとする。

団体経営体では、主たる従事者 1 人当たりの総支給額について、上記所得目標の実現を目指すものとする。

（2）効率的かつ安定的な農業経営を担う人材の育成・確保

上記目標水準を満たす農業経営体の育成のため、以下の施策を展開する。

① 企業マインドで信州農業を支える中核的経営体の育成

岡谷市の多様な自然環境や地域の資源を活用し、経営戦略を持って経営の拡大・多角化等に取り組み、農業を支える中核的経営体が主力となる農業構造の構築を目指す。

そのため、アンケートや地図を活用し、地域の話合いによって進める地域計画の策定及び策定された地域計画の実行を通じ、中核的経営体や、今後リタイア又は経営規模を縮小する農家、維持していく必要のある農地など、人と農地を明確に見える化し、農地中間管理事業等を活用した農地の集積・集約化による経営の効率化を進めるほか、生産性の向上や経営の法人化・多角化等による経営発展を一層推進する。

② 中核的経営体を支える雇用人材の安定確保

少子・高齢化が進行する中、中核的経営体が規模拡大を図りながら持続的に経営を進めるためには、省力化・低コスト生産の技術開発・普及を図るとともに、雇用就業者を安定的に確保することが必要である。

このため、新規学卒者や高齢者、障がい者、子育て世代など多様な人材の育成・確保に向けた取組を産地と一体となって複層的に展開する。

3 新たに農業経営を営もうとする青年等の目標及び確保

（1）新たに農業経営を営もうとする青年等の目標

青年等が新たに就農した場合は、経営開始時の経営リスクが大きく、特に親から独立して経営を開始する者及び非農家からの新規

参入者にとっては、経済的な負担が非常に大きいと考えられる。

このため、青年等の就農時における農業経営の目標は、前記「効率的かつ安定的な農業経営の目標」で示した農業経営の目標と、生産技術及び経営管理能力に見合った経営規模等を勘案し、以下のとおり定める。

主たる従事者 1 人当たり 年間所得目標：250 万円 年間労働時間：2,000 時間

(2) 新規就農者数の確保目標

今後も継続して中核的経営体を安定的に育成・確保するため、独立・自営する新規就農者を毎年 1 名確保することを目標とする。

4 部門別誘導方向及び地域農業のあり方

(1) 部門別誘導方向

① 普通作物

良質米の普及生産に努め、生産性の高い安定した稲作経営を進めるとともに、地域の実情に応じて利用権設定等による中核的経営体への利用集積を推進し規模拡大を図る。

また、実需者ニーズに対応した麦・大豆・そばへの転作による複合生産経営や機械施設の効率的な利用と共同作業による省力化を推進し、生産性の向上を図る。

② 花き

カーネーションを中心として、産地化が図られ、高品質な花きが生産されている。

今後も、カーネーションを主要品目と位置づけ、新品種の導入、低コスト・省力生産技術の導入、労働力不足等に対応しながら、栽培技術の向上と安定的な経営の発展に努める。

③ 野菜

市街地においてはトマト・キュウリを主体に施設化が図られており、今後はまとまった収量が確保でき、高品質な品物が安定的に提供できるよう技術指導などを積極的に行っていく。

露地では少量多品目の作付けがされているが、年々栽培面積は減少傾向にあるため、今後は施設化を推進し、年間を通じて安定的に品物を提供できるよう指導していくとともに、品質の向上と栽培技術の向上を図る。

また、新品目の導入に積極的である地区においては、関係機関と連携を図り、地区の立地条件に適し、地域で一丸となり安定的に栽培できる品目の検討・導入を図るとともに、濃密指導を行い、導入品目の普及と技術向上に努める。

④ 果樹

りんごを中心とした果樹栽培においては、生産性・収益性・市場性を見極め「ふじ」を主力としながら、中性種や早生種の定着による通年生産出荷体系により生産性の向上を図るとともに先進技術の導入を積極的に行っていく。また、効率的な生産・管理のできるほ場づくりを推進するとともに、優良品種の導入等の栽培指導を行っていく。

(2) 地域農業のあり方

効率的かつ安定的な農業経営を行う中核的経営体が大宗を担う農業構造の構築を目指す一方で、兼業農家や高齢・自給的な農家、土地持ち非農家等農家の階層分化や減少が進行し、担い手が不在となっている地域では、農地利用や良好な農村景観等の維持が困難な状況が顕在化している。

これらの課題に対応するためには、地域計画の取組を通じて、中核的経営体となる新規就農者の育成・確保の方針を明確にするほか、集落機能を基礎とした組織的な営農体制や市町村農業公社等の設立、農業協同組合出資法人との連携、広域展開する企業法人の誘致等の取組を含めた新たな方策を具体化することが必要である。

加えて、将来にわたり地域農業を維持・発展させるためには、地域の特性を活かした品目の導入や農産加工・直売の取組等による経営の

複合化や多角化により所得確保を目指すなど、高付加価値化に向けた検討も重要となる。

また、全産業分野で人手不足が顕著になる中、中核的経営体とその他の農業者が営農活動を補完し合う体制づくりとともに、定年退職者や子育て世代、農ある暮らしを志向する者など、多様な担い手の農業への参画等も重要な要素となる。

こうした観点を踏まえ、中山間地域など特に担い手が不足する地域においては、以下の①～②を基本に地域の実情に応じた方向性を定め関係機関が一体となり推進を図るものとする。

- ① 中核的経営体を目指す「個人経営体」の育成・確保を進める方向
- ② 集落等を基礎とし、地域の多様な農業者が参画し営農活動を行うとともに、農作業受託等を行う「集落営農の組織化」を進める方向

第2 効率的かつ安定的な農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、それぞれの営農類型の基幹作目別に整理した主要技術事項の改善を進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営者の経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図るほか、熟度の高い経営については法人化を推進する。また、企業的な経営感覚の習得と経営手法の導入や、農地の利用集積による経営規模の拡大、生産性の向上、経営の多角化等による経営発展を促進する。

特に集落営農組織の育成と法人化を進める場合にあっては、後継者の育成に努めるとともに、総合的な経営発展ができる組織体制を確立する。その上で、制度資金の活用、資本装備の適正化、共同利用の推進等により自己資本比率の向上を図るほか、各種の経営安定対策の活用等により経営の安全性と安定性の向上を図る。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間の実現を目指す。

また、安全で快適な労働環境への改善を進めるほか、労働力補完制度や、法人化の推進、家族経営協定の締結、休日制・給料制の導入、年金・労働保険・社会保険への加入及び福利厚生の充実等、他産業並みの就業条件の整備を図る。

2 農業経営の指標

(単位：a、人、千円)

No.	営農類型	面積 規模	品目構成	労働力		年間所得		適応 地域
				基幹	補助	1人	経営体	
1	花き専作	35	カーネーション35	1.0	1.5	4,150	6,150	
2	果樹＋野菜	75	ふじ35、シナスイロ15、つがる5 トマト（雨よけ）20	1.0	0.5	4,150	5,150	
3	野菜組合せ	30	トマト（半促成・無加温）30 キュウリ（ハウス抑制）30	1.0	1.0	4,150	5,150	
4	野菜組合せ	35	ミニトマト（ハウス）10・キュウリ（露地）20＋ホウレンソウ5	1.0	1.0	4,150	5,150	
5	野菜組合せ	90	スイートコーン70、ミニトマト20 ホウレンソウ20	1.0	1.0	4,150	5,150	
生産 方法	共 通：土づくり、適正施肥による化学肥料の低減、耕種的防除を取り入れた農薬の使用回数の低減 地元直売所への出荷、インターネット等を利用した販路拡大							
	水 稲：中型機械化作業体系、適正品種の導入、良質米栽培、施肥配分技術、減農薬、適期収穫、作業 受託							
	りんご：品種構成の適正化、新しい化栽培、普通栽培、訪花昆虫利用、適正着果、性フェロモン利用							
	トマト：セル成型接ぎ木苗利用、天敵利用、出荷規格の簡素化、省力品種の導入（キュウリと組合せ）							
	キュウリ：セル成型接ぎ木苗利用、出荷規格の簡素化、省力品種の導入							
	カーネーション：灌水同時施肥栽培、適正な品種構成、鮮度保持技術利用、長期切り作型、疎植栽培							

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき

農業経営の基本的指標

1 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様等

(1) 生産方式

本指標の実現に必要な生産方式については、これまでの市内の青年等就農計画の認定実績等を勘案し、それぞれの営農類型の基幹作物別に整理した主要技術事項に基づいて進める。

(2) 経営管理の方法

経営管理の方法としては、経営管理能力の向上と併せて、簿記記帳の普及と青色申告の導入等による総合的な経営管理体制の確立を図る。また、栽培技術の向上等による生産性の向上をはじめ、企業的な経営感覚の習得や経営手法の導入等による経営安定を促進し、青年等の育成を推進する。

(3) 農業従事の態様等

農業従事の態様等については、経営規模の適正化、品種の組合せや作型の分散による合理的な労働配分、作物間の労働力調整と補助労働力の確保等により他産業並みの労働時間年間総労働時間(2,000時間)の実現を目指す。

また、農業法人等に就業しようとする青年等の場合、就業時の農業従事日数は年間150日以上を目指し、法人等就業5年以内にその農業法人等の業務の一定部分を担うこととする。

2 農業経営の指標（新規就農）

（単位：a、人、千円）

No.	営 農 類 型	面積 規模	品 目 構 成	労働力		年間所得		適応 地域
				基幹	補助	1人	経営体	
1	花き専作	25	カーネーション25	1.0	1.0	2,500	3,600	
2	野菜組合せ	40	トマト(雨よけ)10・キュウリ(半促成・加温)15 キュウリ(ハウス抑制)15	1.0	1.0	2,500	3,200	
3	野菜組合せ	25	ミニトマト(ハウス)10・キュウリ(露地)10+ホウレンソウ5	1.0	1.0	2,500	3,200	
4	野菜組合せ	75	スイートコーン45、ミニトマト15 ホウレンソウ15	1.0	0.5	2,500	3,200	
新規参入者・親と別部門を開始する者の誘導方向	新規参入者・親とは別部門を開始する者に対しては下記の事項を誘導することを基本とし、必要により各機関が連携して支援を実施するよう努める。 1 施設・機械投資の低減 - 新規参入者の場合は、作業スペースや農機具保管場所のある空き農家住宅等を確保する。 - やむを得ず、作業場や農機具庫を新設する場合は、パイプハウス等の活用により初期投資を低減する。 - 施設園芸のハウス等は、遊休ハウスの確保、中古部材の購入、自力施工等により設置費用低減を図る。 - 新規に果樹を志向する場合は、経営撤退者等から成園地が借用できるよう努める。 - 新規に畜産を志向する場合は、経営撤退者からの施設・機械・家畜を含めた譲り受けが望ましい。 - 中古農機具、中古車両の積極的な活用により投資額の低減に努める。 - 融資により施設機械等を取得する場合には、堅実な経営計画及び資金繰り計画を樹立し、過剰な借入とならないよう配慮する。 2 経営管理及び生産方式 経営管理及び生産方式は、第2の2に準ずるが、就農前の研修等で修得した基本技術に基づき、適期適作業の確実な実行により生産量や品質の確保が図れるよう指導する。							

第3 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の

整備その他支援の実施に関する事業

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業の生産力を将来にわたり維持していくためには、リタイア農家を継承する新規就農者や農地の受け皿となる経営体の育成を推進するとともに、子どもたちが憧れ、将来の職業として選択される魅力ある農業を構築するための施策の充実がこれまで以上に必要である。

農業を担う人材を安定的に確保するため、新規学卒者を含め、県内外からの新規参入者の誘致の促進や、農業技術、経営資産を円滑に継承できる親元就農者への支援を推進するとともに、農業法人等での就労期間中に栽培技術等を習得した独立志向者が円滑に独立就農できるようサポートを展開し、自営農業者の増加を図る。

2 農業経営の運営方針

- (1) 農業を担う者の育成・確保を図るための情報発信・広報活動
- (2) 経営管理の合理化等の農業経営の法人化や委託を受けて農作業を行う組織の設立等に関する相談対応、専門家派遣、啓発活動
- (3) 農業経営の計画的な継承のための啓発活動、相談対応
- (4) 就農等希望者など農業を担う者、その他関係者からの相談対応、必要となる情報の提供、希望に応じた就農先の紹介・調整

3 関係機関の連携及び役割分担

岡谷市は、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援施策等を行う。

(1) 長野県

ア 農政部

就農促進に関わる総括的な連絡調整及び基金の指導監督を行う。

イ 農業農村支援センター

学校教育との連携により、児童・生徒の就農意欲の高揚を図るとともに、新たに就農しようとする青年等に対する相談及び就農計画の作成に関する指導、青年農業者等に対する技術・経営等に関する指導及び情報提供並びに青年等の自主的な組織活動に対する支援等を行う。

ウ 農業大学校

研修教育の中心的機関としての役割を担い、実践的な研修を行う。

(2) 農業担い手育成基金

新たに就農しようとする青年等に対する情報提供と就農相談、無料職業紹介事業を実施するほか、基金独自の事業として就農希望者や青年農業者等への助成事業を実施する。

(3) 農業会議及び農業委員会

新規参入希望者に対する相談、農用地等に関する情報提供、現地調査、農用地のあっせん等を行うとともに、認定新規就農者制度に該当する者については、その制度の紹介等を行う。

(4) 農業協同組合等

生産流通等に関する総合的な機能を発揮し、青年農業者等の営農に係る総合的な支援を行うとともに、農業制度資金の貸付窓口の役割を果たす。

(5) 農地中間管理機構

新規就農者への農用地の利用集積を進めるとともに、遊休農地解消事業等により就農初期段階における経費負担の軽減を図る。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の育成・確保のための取組

岡谷市は、作付品目ごとの就農受入体制、研修内容、就農後の生活や収入のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を整理し、県が運営する就農支援ポータルサイト「デジタル農活信州」を通じて、最新情報を常時発信する。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標」は、次に掲げるとおりである。なお、目標年次は令和15年とし、集積面積には基幹的農作業（水稻については耕起・代かき、田植え、収穫、その他作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。

農業地帯区分	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
都市近郊地帯	37.5%

2 農用地の利用関係の改善に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

岡谷市の平坦部においてはカーネーション栽培を中心とした施設園芸や果樹栽培を中心とした都市型農業が盛んであるが、近年は一層の都市化に伴い、農地が細分化、分散化されている。

また、岡谷市の山間部では、平坦部の地域と同様に野菜花きを中心とした多品目栽培を行っているが、農家の高齢化及び後継者不足により、農地の管理が困難となっている。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は、更に農業従事者の高齢化が進み、担い手が受けきれない農地が出てくることが予想されるため、地域計画の取組により、中核的経営体への農地集積・集約を促進する。その際、農地中間管理事業を積極的かつ有効に活用するものとする。

(3) 関係団体等との連携体制

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、関係機関及び関係団体が有する農地の情報の共有化に努めるとともに、岡谷市地域農業再生協議会を活用し、関係機関・団体相互の連携と役割分担の下、地域の農用地の利用集積の対象者を明確化し、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえて、効率のかつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。

その際、岡谷市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の関係者の合意形成を図りつつ、毎年度の利用集積の状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、岡谷市地域農業再生協議会において、関係機関が連携して、利用集積対象者の間の協議・調整や情報の共有化、支援施策の円滑な実施等を図る。

3 その他農用地の効率のかつ総合的な利用に関する目標について

地域計画の実現に向けて、効率のかつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を進めるため、担い手間の調整や圃場整備等を行い、農地中間管理機構を軸としながら、県、市、農業委員会等が一体となって農用地の利用調整に取り組み、担い手の農用地の面積の増加を図る。

第5 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項

1 農業経営基盤強化促進事業の推進方針

岡谷市は、県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、岡谷市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進展などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

岡谷市は、農業経営基盤強化を促進する措置として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域計画策定事業
- (2) 農地中間管理事業の実施を促進する事業
- (3) 農地管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業
- (4) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- (5) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- (6) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- (7) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

(1) 地域計画策定事業

協議の場の開催時期については、農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、関係者に通知等を行う。

参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、

農業協同組合、県、その他関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農林水産課とする。

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

(2) 農地中間管理事業の実施を促進する事業

農地中間管理事業の実施の促進については、農地中間管理機構や関係機関・団体との連携を図るとともに、制度の普及・啓発、農地流動化情報の把握・提供等に努め、地域及び農業者が利益享受できるよう推進を図る。

(3) 農地中間管理機構が行う特例事業の実施を促進する事業

- ① 岡谷市は、県下一円を区域として事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動を行うことによって事業の実施の促進を図る。
- ② 岡谷市、農業委員会、農業協同組合は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を活かした農業中間管理事業を促進するため、農業中間管理機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。

(4) 農用地利用改善事業の実施を促進する事業

① 農用地利用改善事業の実施の促進

岡谷市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のため行う自主的努力を助長するため、また、認定農業者等の中核的経営体に農用地利用の集積を進めるよう、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

② 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域とするものとする。

③ 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、②に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

④ 農用地利用規程の内容

ア 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(ア) 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

(イ) 農用地利用改善事業の実施区域

(ウ) 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

(エ) 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

(オ) 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

(カ) その他必要な事項

イ 農用地利用規程においては、アに掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

⑤ 農用地利用規程の認定

ア ②に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき農業経営基盤強化促進法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、同法基本要綱様式第4号の認定申請書を岡谷市に提出して、農用地利用規程について岡谷市の認定を受けることができる。

イ 岡谷市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同法第23条第1項の認定をする。

- (ア) 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。
- (イ) 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
- (ウ) ④のアの(エ)に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。
- (エ) 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定められているところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

ウ 岡谷市は、イの認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を岡谷市公告式条例（昭和25年岡谷市条例第11号）第2条第2項の定めるところにより公告する。

エ アからウまでの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

⑥ 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

ア ⑤のアに規定する団体は、農用地の保有、利用の現況及び将来の見通し等から見て農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となること）が確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第8条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

イ アの規定により定める農用地利用規程においては、④のアに掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

- (ア) 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
- (イ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
- (ウ) 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及

び農作業の委託に関する事項

ウ 岡谷市は、イに規定する事項が定められている農用地利用規程について⑤のアの認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が⑤のイに掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、⑤のアの認定をする。

(ア) イの(イ)に掲げる目標が②に規定する区域内の農用地の相当部分(特定農業法人では過半、特定農業団体では3分の2以上)について利用の集積をするものであること。

(イ) 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

エ イで規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は認定農業者と、特定農用地利用規程は農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

⑦ 農用地利用改善団体の勧奨等

ア ⑤のイの認定を受けた団体(以下「認定団体」という。)は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者(所有者以外に権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者)である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者(特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。)に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

イ アの勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域

内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

⑧ 農用地利用改善事業の指導、援助

ア 岡谷市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

イ 岡谷市は、⑤のアに規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、岡谷市地域農業再生協議会との連携を図りつつこれらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

(5) 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

① 農作業の受委託の促進

岡谷市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農業委員会、農業協同組合等関係機関及び委託農家の代表等関係者が協議し、農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点から見た適正な農作業受託料金基準の設定への配慮

② 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

(6) 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業

岡谷市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広く、かつ、円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、休日制の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

(7) その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

① 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

岡谷市は、(1) から (6) までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 岡谷市は、水田フル活用ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稻作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。また、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを行い、農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

イ 岡谷市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

② 推進体制等

ア 事業推進体制等

岡谷市は、農業委員会、農業農村支援センター、農業協同組合、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別に課題を明確化していく。

また、年度別に活動計画を立て当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し関係機関が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

イ 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、岡谷市地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、岡谷市は、このような協力の推進に配慮する。

2 青年等の就農促進の推進方策

(1) 円滑な経営継承への支援

生産基盤を持ち早期に経営安定が可能な親元就農者に対し、先進農業者の魅力動画を発信し就農意欲の向上につなげるなど円滑な就農を支援する。

また、個人経営体における第三者継承や農業法人経営体における次代の経営者への円滑な経営継承に対する支援について検討を進める。

(2) 教育委員会等と連携した若者の将来の就農に向けた支援

農業高校生等を対象とした説明会の開催やキャリアアップに向けた指導等を、学校、地域、農業団体等と連携して行うとともに、若者の憧れとなるような魅力的な農業経営等を子どもたちに向けて発信し、将来の就農に向けた意欲の向上と定着を図る。

(3) 県・農業協同組合等と連携した研修体制等の充実

Uターン者や新規参入者が実践的な就農研修を行えるように、県・農業協同組合等と連携して、新規就農里親研修の充実を図る。

また、新規就農者の就農後の早期経営安定を図るため、研修会の開催等により生産技術及び経営者としてのスキルアップを支援する。

さらに、次代を担う意欲ある新規参入希望者や農業後継者等に対し、研修段階から経営確立まで、関係機関が連携して支援するとともに、必要な資金調達を支援する。

3 青年等の就農促進の推進体制

(1) 岡谷市

農業農村支援センター、農業委員会、農業協同組合等と連携し、青年等の円滑な就農の促進及び就農後のきめ細かな支援施策等を行う。

(2) 農業委員会

新規参入希望者に対する相談、農用地等に関する情報提供、現地調査、農用地のあっせん等を行うとともに、認定新規就農者制度に該当する者については、その制度の紹介等を行う。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月26日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。
- 3 この基本構想は、令和7年3月31日から施行する。